

大阪市コミュニティ振興施設条例の一部を改正する条例急決専決処分報告について

大阪市立市民交流センターなにわほか9施設について、平成24年9月1日に指定管理者である連合体の構成員の変更があったことに伴い、連合体の構成員の変更がある場合における指定管理者の指定を受けるべきものの選定手続の特例を定めるため、大阪市コミュニティ振興施設条例の一部を改正する必要性が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年8月28日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成24年9月7日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市コミュニティ振興施設条例の一部を改正する条例

大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

- 9 市長は、連合体（契約による2以上の事業者の結合体をいう。以下同じ。）がセンターの指定管理者の指定を受けている場合において、当該連合体（以下「変更前の構成員による連合体」という。）の構成員の変更により当該指定の期間中に新たな指定管理者の指定が必要となるときであって、当該変更の内容その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、第16条の規定にかかわらず、当該変

更後の構成員による連合体（当該変更により変更前の構成員による連合体が1の事業者となる場合における当該事業者を含む。以下「変更後の構成員による連合体」という。）を当該センターの管理を行おうとするものに指名し、当該変更後の構成員による連合体に対し、その旨を通知することができる。

- 10 前項の通知を受けた変更後の構成員による連合体は、市長の定めるところにより、その行おうとするセンターの管理について、市長が定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。
- 11 市長は、前項の申請の内容が第19条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該申請をした変更後の構成員による連合体が変更前の構成員による連合体と同程度のセンターの管理を行うことができると認めるときでなければ、当該変更後の構成員による連合体を当該センターの指定管理予定者として選定してはならない。
- 12 第20条の規定は、前3項の規定により指定管理予定者を選定した場合について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪市コミュニティ振興施設条例 (抄)

附 則

1 - 8 省 略

- 9 市長は、連合体（契約による2以上の事業者の結合体をいう。以下同じ。）がセンターの指定管理者の指定を受けている場合において、当該連合体（以下「変更前の構成員による連合体」という。）の構成員の変更により当該指定の期間中に新たな指定管理者の指定が必要となるときであって、当該変更の内容その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、第16条の規定にかかわらず、当該変更後の構成員による連合体（当該変更により変更前の構成員による連合体が1の事業者となる場合における当該事業者を含む。以下「変更後の構成員による連合体」という。）を当該センターの管理を行おうとするものに指名し、当該変更後の構成員による連合体に対し、その旨を通知することができる。
- 10 前項の通知を受けた変更後の構成員による連合体は、市長の定めるところにより、その行おうとするセンターの管理について、市長が定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。
- 11 市長は、前項の申請の内容が第19条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該申請をした変更後の構成員による連合体が変更前の構成員による連合体と同程度のセンターの管理を行うことができるか認めるときでなければ、当該変更後の構成員による連合体を当該センターの指定管理予定者として選定してはならない。
- 12 第20条の規定は、前3項の規定により指定管理予定者を選定した場合について準用する。

(参 考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。